

令和2年5月27日

ご家族様・身元引受人様 各位

社会福祉法人仁成福祉協会

新型コロナウイルス感染症予防のための面会制限の継続について

日頃は、当法人の施設運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新潟県の緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルス感染症予防のため、引き続き厚労省通達に基づく「面会制限」を継続させていただきます。高齢者福祉施設で感染症が発生した場合、大規模な集団感染となる危険性が非常に高いと懸念しております。ご利用者様のご健康をお守りするため、ご家族の皆様には大変なご心配とご不便をお掛けしておりますが、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、「緊急やむを得ない理由」があり面会が必要な際は、各施設の相談員等にお申し出ください。今後も職員一同、感染症予防対策に努めてまいりますので、引き続き宜しく願い申し上げます。

記

【施設での感染予防対策等】

◎職員の検温・手洗い等の予防対策

- (1) 出勤前に37.5度以上の発熱ある時は出勤しない
- (2) 出勤時にも検温し、37.5度以上の発熱や、強い倦怠感、呼吸困難、激しい咳等がある場合は、即時退社する。
- (3) 業務に就く前に、必ず「手洗い」を行う。
- (4) 勤務中は職員全員が必ずマスクを着用する。
- (5) 介護に当たっては、使い捨て手袋とマスクを着用する。また、必要に応じてフェイスシールド、エプロン、ガウン等を着用する。
- (6) 県外へ出向く場合（含む出張）は届出制とし、帰県後も健康観察を継続する。また、特定警戒都道府県等に出向いた場合は、2週間の自宅待機とする。
- (7) 職場外においても「新しい生活様式」に沿った生活を送り、感染予防に努める。

◎納入業者等の立入禁止

- (1) 備品の納入および検品は入口にて行い、検温とマスク着用をお願いする。
- (2) 商談や面会も、法人から連絡ある場合のみ、検温後にマスク着用にて行う。

◎ご利用者様の対応

- (1) ご利用者様に下記の症状がある場合、新潟市保健所（帰国者・接触者相談センター）へ速やかに相談し、保健所の指示に従っております。
 - ア) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - イ) 重症化しやすい方（*）で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
（*）高齢者、基礎疾患のある方（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- (2) 保健所の指示がない場合は、「とやの中央病院」または「主治医」と連携し、ご利用者様の症状に基づき、「入院」か「施設での経過観察」を決定しております。

感染を予防するためには手洗いが大切です。
ご家族の皆様におかれましても「手洗い」をご励行ください。

以上